

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- 健康保険法による保険医療機関等の指定
- 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの
- 計量器定期検査の実施
- 肥料取締法による肥料の登録
- 入会林野整備計画の適否の決定
- 保安林の指定の解除
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良区の解散
- 土地の用途廃止
- 道路の位置の指定
- 昭和三十九年度下期高圧ガス作業主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百三十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十四年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
入江内科医院	鳥取市西町二丁目二二二	内科	入江 宏一	昭和四十四年九月一日	乙表 点数表
中村医院	米子市上後藤八〇の五	内科、小児科	中村 哲朗	十四日	乙表 点数表
尾崎	八頭郡八東町才代一、二八二	内科、小児科	尾崎 典男	一日	乙表 点数表
南中尾	八頭郡若桜町若桜二七七	内科、小児科	中尾 成己	十三日	乙表 点数表
大槻	八頭郡智頭町智頭六三三	外科、整形外科、泌尿器科、皮膚科	大槻 正己	十四日	甲表 点数表
赤碕町国民健康保険赤碕診療所	東伯郡赤碕町赤碕	内科、小児科、外科、産婦人科	赤碕町長	一日	甲表 点数表
佐々木医院	金宿一、五一五 関金町関	内科	佐々木安夫		乙表 点数表
寛齒科医院	鳥取市吉方町二二二	齒科	寛 雄一郎		齒科 点数表

ト ー ゴ ー	三 朝	福 市	中 原	大 谷	徳 吉	島 雄	衣 笠	森 田	木 島	(有) 対山堂	貝 田	(有) 景山	青 砥	面 谷	(有) 本町
中興寺松原四〇	東伯郡三朝町三朝九七二の六	大字勝見六九〇	三、青谷町三五七	青谷四、〇二一	今市六二五の二	気高郡気高町大字宝木九一〇の三	別府一四九の八	八東町富枝四八	八頭郡若桜町下町三八〇	本町三〇	本町一〇	本町二	松ヶ枝町六八	花町二〇五	本町一四の一
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
中井 明子	岩本 晴光	福市 照雄	中原 昭則	大谷 一佐	徳吉 怜子	島雄 邦子	衣笠美枝子	森田 寿雄	木島千代子	代表取締役 足立 郷祐	貝田徳太郎	代表取締役 景山 桂子	青砥 行子	面谷 泉	坪内 宜三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

藤井 〃	西伯郡淀江町二大字淀江八二二	藤井 武雄
トミヤ 〃	日野郡日野町大字根雨	真壁 寿
(有)森下 〃	八頭郡智頭町智頭一、六七六	代表者 森下政之助
(有)渡部 〃	米子市四日市町八七	代表者 渡部医兵衛
島田薬品 株式会社 米子小売部	〃 東倉吉町六一	代表取締役 島田 鉄雄

鳥取県告示第五百三十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一四四四号	山崎 弘 己	昭和四十四年八月二十六日

鳥取県告示第五百四十号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十条の規定に基づき、鳥取市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百四十三条の規

定により告示する。

昭和四十四年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検 査 日 時 鳥取市 検査区域 検査場所

十月 十六日 午前十時 から 鳥取市 鳥取市農業協同組合 面影支所

十七日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで 鳥取東高等学校

二十日 修立小学校

二十一日 日進小学校

二十二日 明徳小学校

二十三日 富桑小学校

二十四日 鳥取鮮魚卸売市場

二十七日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで 醇風小学校

二十八日 午後三時三十分から 遷喬小学校

二十九日 賀露地区公民館

三十一日 鳥取市農業協同組合 湖山支所

十一月 四日 鳥取市農業協同組合 湖山支所

五日 賀露地区公民館

六日 午前十時 から 美保小学校

午後二時三十分から 午後三時三十分まで 城北小学校

十三日 午前十時 から 計量検定所

午後三時三十分まで 計量検定所

十四日 計量検定所

鳥取県告示第五百四十一号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十四年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三六八号	佐治くみあい梨複 合肥料特号	窒素全量 八・〇 アンモニア性窒素 四・五 りん酸全量 六・〇 可溶性りん酸 二・六 うち 二・二 水溶性りん酸 七・〇 加里全量 七・〇 水溶性加里 六・八	八頭郡佐治村大字加瀬木一三〇番地 佐治村農業協同組合 組合長理事 竹内 太郎

鳥取県 第三六九号	ほう素マンガン入り複合肥料バイヒ く溶性りん酸 一三・〇 水溶性加里 二・〇 く溶性苦土 一〇・〇 く溶性マンガン 〇・四〇 く溶性ほう素 〇・二〇	倉吉市越殿町 一四〇八番地 倉吉市農業協同組合 組合長理事 磯 江 義 博
鳥取県 第三七〇号	くみあいほう素マンガン尿素入り米子地区梨複合肥料 窒素全量 一〇・〇 アンモニア性窒素 四・二 りん酸全量 一〇・〇 うち く溶性りん酸 七・五 うち 水溶性りん酸 六・一 加里全量 七・〇 うち 水溶性加里 六・八 く溶性マンガン 〇・四〇 く溶性ほう素 〇・二〇	米子市東町 一〇五番地 米子市農業協同組合 組合長理事 大 西 節 夫

鳥取県告示第五百四十二号

日野郡日野町門谷峠谷西平ラ入会林野整備組合長日野町門谷六〇〇
 ・六〇一番地草瀬春樹から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十四年九月十日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第六条第四項

の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

門谷峠谷西平ラ入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年九月十六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県庁農林部林務課及び日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字東五七の二五

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百四十四号

昭和四十四年八月一日付けで岩美町長から申請のあつた土地改良(外邑地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十四年九月十七日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百四十五号

妻波土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百四十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年九月十日から用途廃止した。

昭和四十四年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
鳥取市丸山町二七八番地先から	一三・四六	道路敷
〃 二九五ノ一番地先まで	一一・二六	水路敷
〃 二七二ノ一五番地先		

鳥取県告示第五百四十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年九月十日から用途廃止した。

昭和四十四年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
気高郡気高町大字八東水字坂口坂ノ谷一五六一ノ一八番地先	二・五八	道路敷

鳥取県告示第五百四十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年九月十日から用途廃止した。

昭和四十四年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
八頭郡智頭町大字福原字下モ田三番地先	二〇ノ一番地先	二一・七六	道路敷
"	二五番地先から	五・二〇	"
"	二五ノ二番地先まで	二六・六六	"
"	一九ノ六番地先から	三九・八三	水路敷
"	二五ノ二番地先まで		

鳥取県告示第五百四十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十四年九月九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十四年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市上後藤六八	米子市上後藤字西手古開七八ノ七	幅員 四・〇〇 メートル
松 永 浅 市	"	長さ 二二六・一〇 メートル
"	"	幅員 八・一〇 メートル
"	"	長さ 七七ノ二
"	"	幅員 七七ノ三
"	"	長さ 七七ノ四
"	"	幅員 七八ノ五
"	"	長さ 七八ノ六
"	"	幅員 七九ノ二
"	"	長さ 七九ノ二

鳥取県告示第五百五十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十四年九月九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十四年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市西品治 六一六ノ九	鳥取市吉成字稲場一四六ノ二一	幅員 四・四〇 メートル
山田 峯 蔵	"	長さ 一一五・二〇 メートル
"	一四六ノ二三	幅員 四・四〇 メートル
"	"	長さ 一一五・二〇 メートル

鳥取県告示第五百五十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十四年九月九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十四年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市吉方二八〇	鳥取市秋里字埋立九五〇の一部	幅員 四・〇〇 メートル
日興土地観光有限会社	"	長さ 九五五の一部
"	九六一の二	幅員 五・〇〇 メートル
"	"	長さ 九六一の二

代表取締役 墨 土 惣 市	延長 四八一・三〇 メートル
九六〇の三	
九五九の三	
九五八の三	
九五〇地先農道	
九五五地先農道	
九五八ノ一地先農道	
九五八ノ三地先農道	
九五九ノ四地先農道	
九六〇ノ一地先農道	
九六〇ノ三地先農道	
九六一ノ二地先農道	
九六一ノ三地先農道	
九五五地先水路	

公 出

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、
昭和44年度下期高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和44年9月16日

鳥取県知事 石 敏 二 朗

1 日 時 昭和44年11月23日午前9時30分から午後3時まで

2 場 所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂

米子市糺町1丁目160 鳥取県西部総合事務所

3 試験の種類 丙種化学主任者試験

第二種冷凍機械主任者試験
第三種冷凍機械主任者試験

4 受験手続等 次の書類を昭和44年9月24日から昭和44年10月7日まで
に鳥取市東町1丁目220鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書及び履歴書
- (2) 写 真 1枚(手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身
像でその裏面には、撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの)
- (3) 手数料

第二種冷凍機械主任者試験 800円

第三種冷凍機械主任者試験及び丙種化学作業主任者試験 700円

(4) 納付方法 (3)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受験
願書の手数料欄にはりつけて納付すること。

(5) 高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される
者は、その免除に係る講習の課程を修了して交付を受けた高圧ガス保
安協会講習修了証またはその写しを添付すること。

5 そ の 他

(1) 当日は通商産業大臣が行なう次の試験も同時に行なわれる。

- 甲種化学主任者試験
- 乙種化学主任者試験
- 甲種機械主任者試験
- 乙種機械主任者試験
- 第一種冷凍機械主任者試験

(2) その他不明な点は、鳥取県商工労働部商工振興課に問い合わせる
と。